要望書

令和2年4月13日

横浜市長

林 文 子 殿

一般社団法人 横浜市私立保育園園長会 会長 大 庭 良 治

第1 要望事項

当会は、貴市に対して、以下を強く要望する。

- 1 私立保育所の園児、保護者、及び職員の新型コロナウイルス感染に関する情報について、情報操作や隠蔽ともとれる対応を直ちに止め、当該保育所が保護者へ公表することを妨げないこと。
- 2 令和2年4月7日に発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言において緊急事態措置を実施すべき期間として定められた期間中、私立保育所を原則休園とし、例外的に、医療や介護、ライフライン、食料品や日用品の販売、金融や物流などの市民の生活に関わりの深い事業に携わる保護者に関しては、申出により特別に保育を継続して提供する体制とすること。

第2 要望理由

- 1 要望事項第1項(感染関連情報の保護者への公表)について
 - (1) 総論
 - ア 本年の年明け後、国内における新型コロナウイルス感染症の感染が 徐々に拡大し、貴市においても新型コロナウイルス感染症対策が次々 と講じられる中、私立保育所は「保育所における感染症対策ガイドラ

イン」(厚生労働省)に基づき可能な限りの感染症対策を実施してきた。

- イ もっとも、3月に入ってからは貴市における感染者数は急激に増大 し、4月に入り緊急事態宣言が発出されるに至った現時点では、私立 保育所の園児、保護者及び職員(以下、「園児、職員等」という。)か らいつ感染者が出てもおかしくない逼迫した状況に至っている。
- ウ そのような状況の中、当会所属の保育所で職員に新型コロナウイルス感染症の症状が確認された際に、貴市よりかかる事実を当該保育所の保護者に公表しないよう指示され、その後、当該職員の PCR 検査において陽性反応が出た際にも、なお、かかる事実を当該保育所の保護者に公表しないよう貴市より強く指示されていたことが発覚した。
- エ 園児、職員等における感染状況の公表は、保育所にとって、当該保育所の園児、職員等の生命を守るために必須であり、公表を行わないという選択肢などない。それにも関わらず、公表をしないよう迫る貴市の対応は、生命にかかわる重要情報の隠蔽、または情報操作ともいえるものであり、緊急事態宣言が発出されている現在において、到底許されるものではない。
- オ よって、貴市は、私立保育所における新型コロナウイルス感染に関する情報の操作や隠蔽をやめ、当該保育所が保護者に正確な情報を公表することを妨げることのないよう、直ちに対応を改善されたい。

(2) 保育所の特性

ア 養護を主とする保育

保育所は、就学前の保育に欠ける子どもを保護者に代わって保育する場であり、養護及び教育を一体として行うことに特性がある。

すなわち、遊びや活動を通した教育の他、養護として、日常生活に おける食事、排せつ、睡眠、衣類の着脱、身の回りの清潔等、子ども の生命の保持にかかわる支援が保育内容の大半を占めるところに幼稚 園等の教育機関とは異なる特性がある。

イ 高頻度での濃厚接触

養護が保育の大半を占めるという特性から、保育士を主とする職員 と園児の距離は非常に近く、特に、乳児クラス(0歳~2歳児)で は、オムツ替え、食事の介助や口拭き、抱っこ、着脱の手伝い、鼻水 の拭き取り、手洗い等で園児と保育士が至近距離で直接触れ合う濃厚接触が、保育士1名に対しクラス園児の人数分だけ行われている。また、保育士は園児のよだれ、鼻水、排せつ物、嘔吐物等を常に処理している。このような状況から、職員だけでなく、職員を介した園児への飛沫感染及び接触感染のリスクも非常に高い。

また、子どもはお互いにじゃれあい、触れ合いながら育つものであり、保育園生活における園児同士の濃厚接触も日々生じている。園児は保護者の勤務時間以上の長時間を保育所で過ごすため、毎日長時間の濃厚接触となる。現在、感染予防のための社会的距離(ソーシャルディスタンス)をとるよう各所より要請されているが、低年齢児の子どもにはソーシャルディスタンスの概念は理解可能なものではなく、自力での感染症対策は難しい。また、保育士の援助にも限界があるため、一定距離を常時確保することは非常に困難である。

ウ 3密現場

近年、待機児童対策として、受入可能人数(定員)の上限人数まで、または定員を超えた人数で園児を受け入れている保育所の現状からすると、保育室の面積と園児数との兼ね合いで、そもそも一定距離を取って座席や布団を配置することが困難であり、どうしても密集、密接は避けられない。

また、換気を十分に行うよう努力しているものの、保育室の室温を一定に保つ必要があるため換気にも限界があり、さらに、子どもは低年齢であるほどマスクの着用を嫌がりすぐに外してしまうため、園児にマスク着用を強制することはできず、保育室内で一人の園児が咳やくしゃみをすれば飛沫がたちまちに広がってしまい、換気も追い付かないという状況である。

このように、保育の現場は密集、密接、密閉のまさに3密の要素がすべてそろう場である。

エ 蔓延のリスク

感染症が流行する冬季には、多少の鼻水や咳の症状が見られても登 園する子どもが多く、発熱がなければ保育所としては受け入れざるを 得ないのが実情である。その結果、クラス内で感染症が発生すると短 期間のうちに蔓延に至ることが多い。

オ 保護者の送迎

大半の保育所では園児の送迎は直接保護者が来所して行われている。都内に電車通勤している保護者も多く、送迎時の保護者による園児及び職員への感染リスクがあり、反対に、園児及び職員を介しての保護者への感染リスクもある。

カ 小括

このように、保育所は濃厚接触が常に生じる3密現場であり、新型コロナウイルス感染症感染のリスクが非常に高い。

(3) 感染に関する情報公表の必要性・相当性

ア総論

上記の保育所の特性からすると、園児、職員等の感染症感染リスクは非常に高く、未知のウイルスである新型コロナウイルスに対しては特に、園児、職員等の感染状況を正確に把握しながら感染症対策を徹底する必要があるところ、園児、職員等に万一、新型コロナウイルス感染症の症状が発生した場合、または、感染の事実が判明した場合には、当該保育所は、保護者に対し、直ちにその情報を公表することが必須である。

イ 法令及びガイドラインの規定

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第16条によると、「厚生労働大臣及び都道府県知事は、(中略)感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報(中略)を、新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。」と規定され、感染に関する情報を国民に積極的に公表することが義務づけられている。

また、「保育所における感染症対策ガイドライン」(2018年改訂版、厚生労働省、以下「感染症ガイドライン」という。)によると、感染症の疑いのある子どもへの対応について、「(保育所は)保護者に対して、地域や保育所内での感染症の発生状況等について情報提供します。」と指示されている(同、31頁)。さらに、感染症発生時の対応については、「(保育所は)嘱託医、看護師等の指示を受け、保護者に対して、感染症の発生状況、症状、予防方法等を説明します。」

(同、32頁) と指示されている。

これら感染症法及び感染症ガイドラインの趣旨からすると、感染症に関する情報は、感染症対策を講じるきっかけとなるものであることから、国及び自治体により積極的に公表されるべきものとされていることに加え、保育所にも、感染症に関する情報を保護者に正確に伝えることが要請されているといえる。

未知のウイルスでリスクも高いと考えられる新型コロナウイルス感染症については、その危険性から、感染症法及び感染症ガイドラインの規定以上に情報提供の要請が強いといえ、保護者に感染症対策を講じてもらうべく、保育所が保護者への公表を正確かつ速やかに行うことが必要かつ相当である。

現に、インフルエンザ等の感染症については、貴市より保育所に対し、保護者への感染関連情報の公表を積極的に行うよう指導されており、保育所は各種感染症について保護者への公表を徹底している。新型コロナウイルス感染症について例外の扱いとすべき根拠もなく、保育所は通常の感染症対策よりも一層の危機感を持って保護者への情報公開を行う必要があるのである。

なお、園児、職員等の感染症に関する情報を保護者に公表する場合には、個人情報保護の観点(感染症法第16条第2項)から、個人の特定は避け、感染予防に必要な範囲に限って公表することは当然である。

ウ 子どもの生命の保護

新型コロナウイルス感染症の感染を原因として、保育所の臨時休園の決定を行う主体である貴市より臨時休園の決定が出されるまでには、保健所の調査などを経ることから時間がかかるようである。

貴市による臨時休園決定が出されるまでの間、貴市からの情報公表がなく、かつ、保育所からも感染に関する情報が保護者へ伝えられなければ、翌日以降も何も知らない保護者が通常通り園児を預けることになり、結果として保護者が把握しない状況下で感染が蔓延してしまい、保護者が子どもの生命身体を保護する機会を逸してしまうことが予想される。

保育所の一義的な使命としては「子どもの生命の保持」(保育所保 育指針、厚生労働省)があり、また、親権者である保護者には、子ど もの生命について身上監護権が存する(民法第820条)。したがって、保育所が感染に関する情報を得た際には、それを子どもの身上監護権者である保護者に直ちに伝え、保護者において感染症予防策を講じる機会を与えることが必要である。園児への感染症対策は保育所における対策のみで完結するものではなく、保護者が、家庭生活における対策や、保育所への登園についての決定を行うことも含めて、全体として感染症対策となるのである。よって、保育所と保護者は園児の感染症対策につき、情報を共有しながら連携して取り組む必要がある。

感染関連情報を公表しないということは、園児の生命保護に対する 保護者の決定権を奪い、子どもの生命を脅かし、ひいては保育所の担 う根本的な役割を覆すこととなる。保育所には公表以外の選択の余地 はない。

よって、園児及び保護者の生命を守るためにも、感染症に関する情報の公表は速やかに行うべきであり、それを操作したり、妨げるべきではない。

また、かかる情報を公表しないことが、保育所に対する保護者からの信頼を失わせ、ひいては貴市の保育に対する保護者の不信感へとつながることは明白である。貴市が感染症関連情報を公表しないよう求めた理由の1つに、無用な混乱を避けるという理由があったようであるが、情報がひとたび隠蔽され、後にその事実が発覚した後の方が混乱が増大し、不信感が強まることは言うまでもない。

エ 職員への安全配慮義務等

感染に関する情報を保護者に公表せず、通常の保育が継続されると、感染のリスクが非常に高い中で職員へ勤務を強いることとなり、安全な労働環境を提供できないことから、使用者(保育所)の労働者に対する安全配慮義務(労働契約法第5条)に反する。使用者としては、何も手立てを講じないまま職員を感染リスクにさらすことは到底できない。

同時に、感染リスクのある場へ園児を登園させ保育を行うという、 子どもの生命保護の理念と全く反する行為を保育所職員に強制するこ とになる結果、保育所職員、特に保育士の保育所に対する信頼を失わ せることにもつながる。

したがって、貴市がこのような対応を続けることで、貴市の保育に対する保育士の信頼が失われることになり、保育士の離職者が増大することも容易に予測される。当会としてはこの点も非常に危惧するところであり、本要望は、貴市の保育の存続にかかわる重大な問題提起でもあることを強く念押しする。

(4) 結論

以上より、貴市は、感染リスクの高い保育所において、園児及び保護者の生命を保護し、保育所職員の生命及び労働環境を守るためにも、私立保育所における新型コロナウイルス感染に関する情報の操作や隠蔽をやめ、当該保育所が利用者に公表することを妨げることのないよう、直ちに対応を改善されたい。

2 要望事項第2項(私立保育園の原則休園)について

(1) 貴市の方針

令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 緊急事態宣言が発出され、厚生労働省からも新型インフルエンザ等対 策特別措置法第45条第2項に基づく保育所の使用制限についての対 応について事務連絡が出された。

これに対し、貴市は、同年4月8日付「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」を出し、市内の保育所等は原則開園とし、保育が必要な場合には引き続き保育所等の利用を可能とする方針を打ち出した。

(2) 問題点

ア 感染リスクの高さ

要望事項第1項(2)で述べたとおり、保育所は、濃厚接触が多発する 3 密現場であり、園児も職員も日々感染リスクにさらされている。

保育所においても、できうる限りの感染症対策を行っているものの、上述のとおり、園児との接触を断つことが不可能な業務であり、園児にマスク着用を強制できず、多数の保護者の来所もあることから、感染症対策が非常に困難であるのが実情である。

また、貴市は緊急事態宣言にて指定された都道府県内にあり、すで

に感染者が多数発生し、感染の拡大が著しく、ここ数日においても貴市を含む神奈川県の感染者数が日ごとに最多人数を更新している。このように、貴市における感染のリスクが日々高まっている状況である。

高まる感染症リスクの中、保育所の感染症対策はもはや限界に近づいており、園児、職員等からいつ感染者が出てもおかしくなく、子どもの「生命の保持」を確保することが非常に困難な状況に陥っているのである。

よって、園児、職員等の感染リスクを避けるためにも、緊急事態宣 言にて指定された期間内は、原則として休園とすべきである。

イ 保護者への明確なメッセージの必要性

貴市は、上記「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」において、「市内の保育所等は原則開園とし、保育が必要な方については、引き続き保育所等を利用していただけますので<u>ご安心ください。</u>」と記載し、あたかも保育所が子どもにとって安全な場であるかのようなメッセージを送ってしまっている。現在の状況下で登園することが果たして安心できることであろうか。保育所が感染のリスクの高い場であることは、重ねて主張しているとおりである。

貴市は、上記のとおり保育所開園を伝える一方で、登園の自粛も呼び掛けており、保護者は、登園してよいのか、自粛すべきであるのか判断に迷ってしまい、無用な混乱を招いている。

緊急事態宣言が発出されるほど感染リスクが高じている現時点では、園児の感染のリスクを下げるべく、貴市が保護者に明確なメッセージを送るべきであり、かかるあいまいな表現での要請では、子どもの生命を守る姿勢に欠けるともとられかねない。

よって、直ちに、子ども及び保護者の生命を守るために原則休園と するという明確な方針を打ち出すべきである。

ウ 保護者の休職

また、「登園自粛要請」という貴市の方針に対し、保護者より、「これでは休暇を取れない」という声が多数保育所に届いている。「自粛レベルでは保育所を休ませなくてもよい」という職場の判断により、休暇が取れないということである。

そのため、感染リスクを考えると登園はやめたいが、自粛もできないため、やむをえず登園をさせているという保護者も多いようである。

保護者に対し、子どもの生命と仕事を天秤にかけるという辛い判断を強いることのないよう、保護者が確実に休暇を取得できるようにすべきであり、そのためには、貴市において自粛要請ではなく、原則休園の決定を直ちに出すことが必要である。

エ 保育所職員の生命の保護

同時に、保育所職員にも家庭や家族があり、感染のリスクを下げる必要があるところ、開園が継続しているため、感染の恐怖におびえながらやむを得ず勤務を続けている状況である。また、新型コロナウイルス感染症対策のために、通常の業務よりも業務の負荷が急増しており、職員の疲弊が見られ、通常保育の継続には限界が迫っている。

保育所職員と家族の生命を守るためにも、原則休園とすべきである。

オ 必要な保育の確保

一方で、医療従事者等、引き続き保育が必要な保護者もいることから、医療や介護、ライフライン、食料品や日用品の販売、金融や物流などの市民の生活に関わりの深い事業に携わる保護者については、申出により引き続き保育を提供するようにすべきである。かかる保育の必要性については当会も十分に理解しており、協力が可能である。

(3) 結論

このままでは、貴市に対する保護者及び保育所職員の不満が噴出しかねない状況である。

園児、保護者、及び職員の生命及び安全な生活を守るためにも、直 ちに原則休園とし、保育を必要とする保護者から申出を受け保育を行 う体制とするよう強く要望する。

以上